

26 伊人第 2647 号
平成 27 年 3 月 31 日

伊賀市議会議長 田山 宏弥 様

伊賀市長 岡本 栄

文書質問について（回答）

平成 27 年 3 月 30 日付け伊議第 971 号で質問のあった職員の勤務延長について、下記のとおり回答します。

記

1 当市における勤務延長制度の運用について

地方公務員法第 28 条の 3 における「定年による退職の特例」については、「任命権者は、その職員の勤務の特殊性又はその職員の職務の遂行上の特別の事情からみてその退職により公務の運営に著しい支障が生じると認められる十分な理由があるとき」は、条例で定めるところにより、定年退職日の翌日から起算して 1 年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続いて勤務させることができる旨定められているところです。

当市では、上記内容を受け、「伊賀市職員の定年等に関する条例」（平成 16 年伊賀市条例第 40 号）を制定し、運用しているところですが、「定年による退職の特例」については、条例第 4 条第 1 項において、任命権者が定年延長を認め、継続勤務させることができる条件として、次の 3 つの場合を定めています。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生じるとき
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき
- (3) 当該職務を担当する者の交替がその業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生じ

るとき

したがって、当市行政の運営上必要があると認めるときには、地方公務員法及び伊賀市職員の定年等に関する条例の定めに従い、定年による退職の特例を運用することとしています。

2 人事異動（平成 27 年 4 月 1 日付発令）における勤務延長の理由について

当市は、平成 26 年 3 月に第 2 次伊賀市総合計画（第一次再生計画）を策定しましたが、その中で「市長の任期中、特に力を入れて実施していく重点的取り組み」二つの中の一つに、医療・地域福祉連携プロジェクトが位置づけられています。

本市が抱える最も大きな課題は「医療」であり、市長が「3年間でめざす成果」として、「市民が求める安全・安心な救急医療体制の確立」、「市内医療関係機関の連帯による地域完結型医療体制の構築」、「医療・介護・生活支援が一体的に機能する地域包括ケアシステムの構築」が掲げられ、現在その取り組みに邁進していますが、まだ一定の到達点に到っていない状況です。

こうした中、あと 2 年という限られた時間の中で医療・地域福祉連携プロジェクトの成果を出す必要がありますが、そのためには、医療・福祉双方の知識・経験・政策推進力が求められ（高度の知識・経験を有する職務の特殊性）、この職務を遂行し、成果を出すに足る人材を平成 27 年度在職予定職員の中から求めることは非常に困難な状況（特別の事情）であり、公務運営に支障を生じることが懸念されるところです。

勤務延長予定職員は、昭和 48 年採用後、上野総合市民病院勤務 12 年（うち副院長 1 年）、健康福祉部勤務 16 年（うち部長 3 年、課長 2 年）の勤務経験を有し、在職期間 42 年の実に 3 分の 2 にあたる 28 年間で医療・福祉部署で勤務しています。この職員が 28 年間の勤務経験の中で身につけた医療行政、福祉行政の推進に必要な知識・経験・政策推進能力、特に健康福祉部長として 3 年、病院副院長として 1 年というキャリアは、余人をもって変え難く、彼を活用することこそ、公務の運営に生じる支障を回避する方法と判断したところです。

したがって、任命権者である私が、伊賀市職員の定年等に関する条例第 4 条第 1 項第 1 号及び第 3 号双方を満たすに足る理由があると認め、本人に勤務延長の依頼を行い、同意が得られたことから 1 年間の勤務延長を行うものです。